

屋内モニター広告掲出仕様書

八幡東区役所に屋内モニター広告を掲出する事業者を次のとおり募集します。

掲出場所等について

施設名称（所在地）	八幡東区役所（北九州市八幡東区中央一丁目1番1号）
掲出場所 及び広告の規格	八幡東区役所本館1階 市民ロビー 広告モニター 55インチ1台、42インチ1台 ※広告主のパンフレット等の設置希望がある場合は、事業者決定後、設置個所・規格等について協議のうえ決定する。
掲出内容	テレビモニター設置による「広告放映」及び「庁内行事案内」
掲出期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日 ※ただし、5年を超えない範囲で更新することができます。
利用者数等	庁舎の概要：本館 地上2階建て、地下1階建て 別館 地上4階建て、地下1階建て 職員数：約270人（市の関係機関等の職員含む） 来庁者数：約1,100人/日（概算）
掲出場所の特徴・ セールスポイント	来庁者の方には、待ち時間が生じた場合、市民ロビー等でお待ちいただいています。庁舎の注目度の高い場所にモニターを設置することで、来庁者の目を十分に引き、高い広告効果を期待できます。
掲出に係る留意事項	<p>○モニターの規格については、窓口サイン表示の妨げにならないよう、サイズ等の変更が生じる場合があります。</p> <p>○広告モニター天井吊にて設置してください。</p> <p>○庁舎行事案内モニターは、下記の条件を満たすものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日単位での表示とすること。 ・案内件数が多い場合は、自動的に画面が切り替わること。 ・365日、24時間、1分単位でのタイマー設定ができること。 ・操作説明マニュアルを準備すること。 <p>○放映時間は、原則、市役所開庁日の8時30分～17時15分とします。</p> <p>○放映時間のうち、行政情報を全体の1/4以上放映してください。</p> <p>○市政情報は静止画又は動画とし、月1回以上の情報更新をしてください。</p> <p>○放映回数・回転数などについては、協議の上、決定することとします。</p> <p>○放映は、原則として全モニターが同時・同一の内容としてください。</p> <p>○事業者側で、広告データと行政情報を併せて放映できる状態に編集してください（行政情報は市から提供した素材をもとに、事業者側が放映できる状態に加工）。なお、編集後データは、市のチェックを受けて放映してください。</p>

	<p>○音量については、業務に支障のないことが条件です。また、音量調節（無音を含む）を市で行えるようにしてください。</p> <p>○モニターの電源については、自動的にON/OFFができるようにしてください。</p> <p>○掲出期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、本広告事業を中止することがあります。</p>
募集形態	価格競争制
広告掲載の範囲	「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」に依ります。
設置期日	平成30年4月1日

※ 制作費（版下・デザイン）、設置に係る費用は事業者の負担となります。

※ 提案価格には上記費用を含んでおりません。

※ 広告掲出に係る光熱水費は事業者の負担とし、設置後に別途請求となりますので、提案価格には含めな
いでください。

○申込みについて

申込対象	広告代理店(広告代理店1社による、広告掲出枠2箇所の買い切り)
申込方法	別途「北九州市屋内モニター広告事業者募集要項（門司、八幡東、戸畑区役所共通）」に記載
申込締切	平成30年2月9日（金）17時15分まで（持参してください）
問合せ先	<p>○今回の募集に関する問い合わせ、価格提案書及び質疑書提出先 八幡東区役所総務企画課庶務係（担当：村上、江島） 〒803-8510 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 TEL：093-671-1459 FAX：093-681-8329</p> <p>○広告事業全般に関する問い合わせ 北九州市総務局行政経営課（担当：笹田、床田） 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 TEL：093-582-2160 FAX：093-562-1307</p>

八幡東区役所 本館 1階

